

あなたの納める保険税が 国保を支えます

国民健康保険(国保)は、加入者が保険税を負担し、加入者により、万が一病气やけがをした時に、医療費の一部を支払うことで、安心して必要な治療を受けることができる、相互扶助を目的とした制度です。

保険税の納税通知書は、6月15日(金)に世帯主あてに発送予定ですので、必ず納期限内に納めてください。

年金受給されている方で特別徴収の対象となる方

次の①～④すべてに該当する方が対象となり、世帯主の方の年金から天引きさせていただきます。

①世帯主が国民健康保険の被保険者であること。
②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳～74歳であること。
③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
④介護保険料と国民健康保険料との合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1を超えていないこと。

※年度途中に75歳になることと後期高齢者(長寿)医療保険に移行する世帯主からは、その年度の特別徴収は行いません。

特別徴収から口座振替での納付へ変更が可能です。

申出書を提出することにより、年金天引きから口座振替による納付へ変更することができます。

※申し出の時期により、直近に支給される年金からの特別徴収停止が間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

※10月支給の年金からの特別徴収を停止する場合は、7月27日(金)までに手続きをお願いいたします。

●国保年金課・内線353、354

コンビニエンスストアで 市民・県民税を納付できます

平成24年度6月中旬に発送する納税通知書(普通徴収)の納付書は、今までの金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できます。手数料はかかりません。(利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面参照)

●注意：電算システムの更新に伴い、納付書などの様式を一新したため、全期一括用納付書はなくなり、すべての納付書をお持ちください。

●コンビニで納付できない納付書：①納付書1枚の金額が30万円を超える納付書

住民税にかかる 扶養控除が 変わりました

①年少扶養控除については、児童手当の創設により33万円の控除が廃止となります。

②特定扶養控除については、16歳から18歳の扶養者は、高校の実質無償化により、33万円の控除となります。

③同居特別障害者の加算控除額(23万円)は、扶養控除の額に加算されていましたが、特別障害者控除(30万円)に直接加算され、53万円となります。

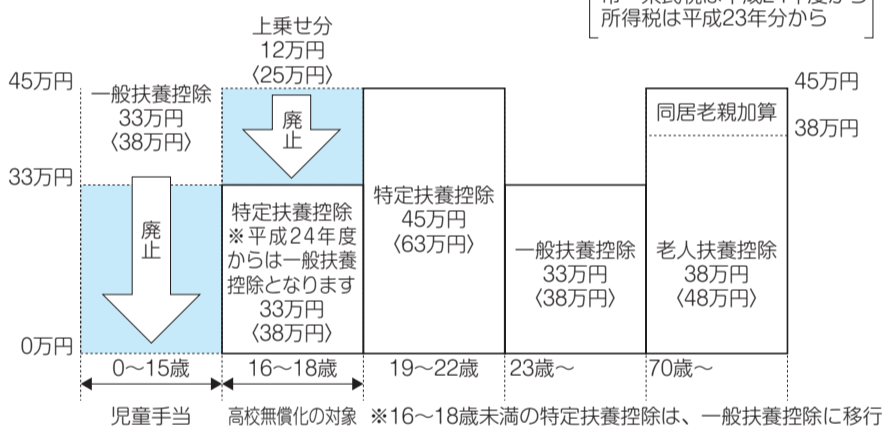
※障害者控除は年少扶養親族(0歳から15歳)を有する場合でも適用されます。その場合でも扶養控除の適用はありません。

※住民税の所得割の税率は10%となっており、内訳は市町村民税分6%、都道府県民税分4%です。また、ほかに均等割額(市民税3000円、県民税1000円)が課税されます。

●課税課・内線334

扶養控除の全体像()内は所得税の数値

適用開始時期
市・県民税は平成24年度から
所得税は平成23年から



コンビニエンスストアで納付できる税など

- 市民税・県民税
- 軽自動車税
- 介護保険料
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 都市計画税
- 後期高齢者医療保険料

民間のアイデアで 公共サービスをさらに豊かに

平成24年度提案型公共サービス民営化制度に基づく事業の提案を募集します。

この制度は、NPO法人や市民活動団体、民間事業者などから、事業の委託や民営化の提案を募集し、公共サービスをさらに充実させるための市独自の取り組みです。

○募集する提案内容

現行の事業をそのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。提案に独自性があり、コストやサービスの質の面からも、市民にとってプラスとなる提案を募集します。また、提案者が事業の担い手、実施主体と

○提案の募集期間：8月31日(金)まで

募集については詳しくはホームページに掲載します。審査は、9月以降の予定です。

●総務課・内線282

1年間の国民健康保険税はこうして決められます

	所得割額	均等割額	平等割額
医療分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 7.25%	国保加入者数 × 18000円	特定世帯以外 18600円 特定世帯※ 9300円
支援金分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 2.00%	国保加入者数 × 4200円	※特定世帯とは、国保加入者が、後期高齢者(長寿)医療保険への移行に伴い、国保に残る方が一人となってから継続して5年間を経過するまでの世帯です。
介護分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 1.55%	介護保険第2号被保険者数(40歳から65歳未満の方) × 12600円	

※賦課限度額は、51万円です。
※賦課限度額は、14万円です。
※賦課限度額は、12万円です。
※年度の途中で40歳になる方は、その月(1日が誕生日の方は前月)から課税となるため 税額変更通知を送付します。

平成24年度の特別徴収 ～仮徴収と本徴収～

平成24年度の国民健康保険税は6月に確定するため、仮徴収と本徴収により納めていただきます。

特別徴収開始月	年金の支給月(天引き月)	
	仮徴収(4・6・8月)	本徴収(10・12月、平成25年2月)
23年度中から特別徴収で納税されていた方	2月に特別徴収した保険税額と同額を天引き	4・6・8月に仮徴収した保険税額を差し引いた残りの税額を、10・12月、平成25年2月の3回に分けて天引き
4月から特別徴収が開始となる方(注)	暫定的に23年度の保険税額を基に算定し、その6分の1ずつを4月・6月・8月に分けて天引き	
6月から特別徴収が開始となる方(注)	暫定的に23年度の保険税額を基に算定し、その5分の1ずつを6・8月に分けて天引き	
8月から特別徴収が開始となる方(注)	暫定的に23年度の保険税額を基に算定し、その4分の1を8月に天引き	

(注) 23年4月以降に、転入または65歳になったことなどにより、あらたに特別徴収の要件に該当された方。

普通徴収でのお支払いは 便利な口座振替で

国民健康保険税の納付を口座振替にすると、指定口座から自動的に引き落とされ翌年以降も継続されます。手続きは簡単です。

口座振替依頼書、預貯金通帳と通帳届出印をお持ちの上、右記金融機関の窓口でお申し込みください。

口座振替取扱金融機関一覧

銀行…千葉・三菱東京UFJ・京葉・千葉興業・三井住友・常陽・みずほ・りそな・筑波・ゆうちょ
信用金庫…千葉・東京ベイ・水戸
その他…東葛ふたば農業協同組合
※通常、手続きをした2か月後の月末からの振替となります。